

# 平成〇〇年産小豆契約栽培の個別売買契約書

株式会社 〇〇（以下「甲」という）と、合資会社 大雪山農園（以下「乙」という）は、「平成〇〇年産小豆（エリモショウズ）の契約栽培に関する契約書」に基づき、次の通り覚書を締結する。

## （面積・数量）

第 1 条 契約面積並びに数量は以下の通りとする。

小豆（エリモショウズ） 契約数量 30 袋／30kg（相当面積は 55a）とする。

（1 反《10a》当り 平年収穫実績 約 3.4 俵 計 18.7 俵（60kg）

歩留まり 80% 約 30 袋 と計算する）

## （価格）

第 2 条 乙から甲への供給価格

乙から甲への商品供給価格は、収穫量・品質・出回り状況・豆相場を鑑み、収穫終了時に甲・乙協議の上決定し、供給終了まで一定の価格での取引とする。送料は 1 袋当り 〇〇円（消費税別）とする。

## （生産者）

第 3 条 美瑛町並びに、美瑛町近郊の生産者に委託するものとし、乙は地域の栽培基準に基づいた栽培指導徹底し、生産者ごとの栽培履歴にて使用資材・農薬の適正使用等を確認する。

## （作況報告）

第 4 条 乙は、定期的に小豆契約圃場において「エリモショウズ」の生育状況を収穫終了まで甲に報告し、お互いの情報を共有することに努める事とする。

## （品質確認）

第 5 条 乙は商品の引渡しに当って、甲より商品の品質確認を行わなければならない。  
商品の受渡しは、この品質確認によるお互いの了承を得た場合に行うものとする。

## （品質保持・品質管理）

第 6 条 乙は保管管理等、品質保持に最善の努力を行なうこととする。  
また乙は商品について、受渡後 3 ヶ月間、引渡前の原因によって生じた商品の品質不良・変質などにつき責に任ずる。

## （契約期間）

第 7 条 この覚書の有効期間は、覚書締結日より受渡完了時点までとする。

(契約の履行)

第8条 甲に対する契約履行のため、乙は栽培管理指導/生産物の全量確保等、誠実に対応する。

(受渡計画)

第9条 天候や収穫量により出荷開始時期は変更があるものとするが、おおよそ平成〇〇年11月～平成〇〇年11月までに全量を供給する。

(覚書の補充)

この契約締結の証として、甲・乙それぞれ記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印